

51—13 P U D T

最初の答弁後の審理

1. 被請求人の最初の答弁後の審理

(1) 方式審理

最初の答弁の段階で被請求人が提出した答弁書、訂正請求書の方式について審理し、不備があれば補正命令等を行う（→21—00、51—08）（訂正請求書が提出されたときの審理→51—14）。

(2) 本案審理の基礎

答弁書、訂正請求書の方式に不備がないとき、及び不備が解消されたときは、審判請求書で主張立証された無効理由と、被請求人の答弁書、訂正請求書、訂正とを基礎として、審理する。

(3) 最初の答弁後の手続

最初の答弁書、訂正請求書の提出機会は、法令上必須であるが、それ以降は、事案による。

無効審判においては原則として口頭審理（→33—00）とされているため、口頭審理に進むか、その前に請求人に弁駁機会を与えるかを、判断する。

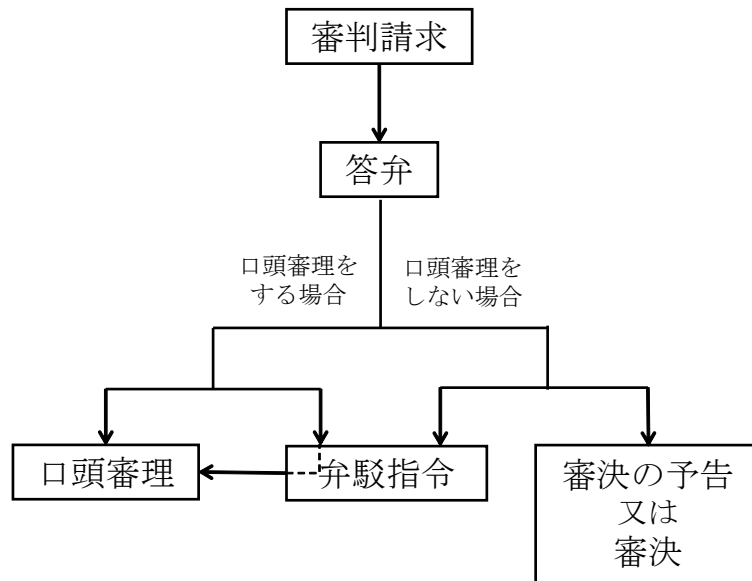
口頭審理とするとき、書面審理における弁駁書等の書面のやりとりは、口頭審理では、口頭審理陳述要領書、口頭審理等においてされる。通常は、口頭審理の期日調整の際に、答弁書副本等を請求人に送達する。応答のための期間を指定する必要はない。

口頭審理より前に請求人に意見を求めるときは、口頭審理の期日調整の前に答弁書副本等を請求人に送達し、期間を指定して弁駁機会を与える。

例外的に書面審理とするとき、審決をするのに熟したかを判断し、熟していれば審決の予告（特、旧実）をするか、又は審理を終結して審決をする。審決の予

告又は終結をするときは、その時までには請求人に対して答弁書の副本を送達する。

熟していなければ原則として請求人に答弁書副本等を送達し（特 § 134③、実 § 39③、平23附 § 19②旧実 § 40③、意 § 52、商 § 56①）、弁駁機会を与える（特施規 § 47の3①、実施規23⑩、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥）。



(4) 他の事件との関係

答弁書の内容が、同一特許権に係る他の事件（無効審判事件、特許異議申立事件、侵害事件等）における同一権利者の主張に反するとき、その主張事項を採用しない（禁反言）扱いをすることも考えられる。

（裁判例）

「特許権者が判定請求書、特許異議答弁書及び特許無効の審判請求に対する答弁の理由補充書においてした主張と矛盾することは許されない。」（東地判昭45.3.25（昭39（ワ）3746号）判タ247号263頁）

（改訂H27.2）